

新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）

Q&A

独立行政法人日本学生支援機構

I. 総論

Q1 「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）」の趣旨を教えてください。

日本学生支援機構（以下「機構」）では、一昨年度、昨年度共に、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する学生生活や修学環境の変化により、経済的に困窮した学生等に対して支援を行う大学等に対して寄附金を活用した助成を行いました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症について未だ終息の兆しが見えない状況が続いており、アルバイトができないことや、ウクライナ情勢など緊迫した国際情勢による物価の高騰により、食に窮する学生等も数多いことから、継続的な支援が必要とされています。

このような現状を踏まえ、コロナ禍において、経済的に困難な学生等に対するきめ細やかな支援を継続して実施していくため、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）」として、学生生活を送るための食費等の費用を支援する大学等に対して、大学等が独自に実施する、食に対する支援事業を対象とした助成事業を実施することといたしました。

II. 支援事業の内容

Q2 助成対象となる支援事業の要件はどのようなものですか。

次の①から③全ての条件を満たす取組が対象となります。

- ① 大学等が独自の財源を用いて行う学生等に支援する事業であること
- ② 学生の「食」に対する支援であること
- ③ 金銭又はこれに類するもの、現物支給による経済的支援であること

Q3 「食」に対する支援としてどのようなものが対象となりますか。

学生生活を送るための食費（現物支給を含む）の支援が対象となります。食料品（カップラーメン、缶詰、お米、野菜、レトルト食品等）の現物支給のほか、食料品を買うためのプリペイドカードや商品券、学内の食堂や売店で使用できるチケット等の金券の支給などが考えられます。

Q4 助成を受けられるのはどのような学校ですか。

感染対策を徹底した上で、学生生活を送るための食費等の費用を支援する大学等が対象となります。

Q5 使途を特定せずに現金等を支給する事業は助成の対象となりますか。「食」以外にも使えるような形で支給することは可能ですか。

本助成事業は「食」に対する支援を目的としていますので、「食」以外の支援を目的とした事業については助成の対象とはなりません。

Q6 助成金交付申請額に制限はありますか。

1校あたり10万円以上100万円以下で、大学等が実施する「食」に対する支援事業の事業費総額（「食」の合計額）の1/2の額が上限となっています。

【例】

| 支援内容 | 事業費総額 | 事業費総額の1/2以内 | 助成金交付申請額 |
|-----------|------------|-------------|-------------|
| 「食」に対する支援 | 1,200,000円 | ⇒ | 600,000円が上限 |

Q7 学校が支援事業の費用を負担することなく、助成金のみで学生への支援を実施することは可能ですか。

本助成事業は、大学等が実施する支援事業に係る事業費の一部（1/2以内）を助成するものですので、学校が支援事業の費用を負担せず、助成金のみで支援を実施することはできません。

【例】 学生食堂で定価600円のメニューを300円で提供する場合

○ 認められるケース

| | | | |
|------------|------|------|---|
| 定価 600円 | 学生支払 | 300円 | } 学生支払分は事業費に含めず 事業費300円 事業費の1/2以内の額が助成金 |
| | 学校負担 | 150円 | |
| | 助成金 | 150円 | |

× 認められないケース①

| | | |
|-------------|------|-------|
| 定価 600 円 | 学生支払 | 300 円 |
| | 学校負担 | 0 円 |
| | 助成金 | 300 円 |

学生支払分を事業費に含め、その 1/2 の額を助成金として申請することはできません。

× 認められないケース②

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 定価 600 円 | 校友会負担 | 300 円 |
| | 学校負担 | 0 円 |
| | 助成金 | 300 円 |

学校負担額を 0 円として助成金を申請することはできません。

※ 校友会等からの寄附金を学校が受領し、寄附金を含めた原資から学校が支援事業の費用を負担する場合には申請可能です。

Q8 1人あたりの支援額について制限はありますか。

助成金による学生一人あたりの支援金額については 10 万円を上限とします。

【例 1：支援額の設定の仕方】

例えば、40 万円の助成を受けた大学等が、10 人の学生に 4 万円ずつ支援することも、40 人の学生に 1 万円ずつ支援することも、どちらも認められます。また、全員一律の金額でなくても構いませんので、より支援が必要な者 2 人に 5 万円ずつ、その他の者 10 人に 3 万円ずつ、という支援も認められます。

【例 2：大学等の独自の財源から加算する場合】

例えば、事業費総額 80 万円支援事業について 40 万円の助成金を受けた大学等が、80 万円を 4 人の学生に 20 万円(助成金 10 万円+大学独自財源 10 万円)ずつ支援することは認められます。

Q9 支援対象となる学生はどのように選定すればよいですか。

どのような学生を支援対象とするかについては、各大学等で実情やニーズを踏まえて独自に設定してください。例えば、経済状況や学業成績に関する条件を設けても構いませんし、またそういった条件を設けずに決定することも可能です。

経済的に困窮している学生への支援という本助成事業の趣旨を踏まえ、支援対象とする学生を選定してください。

Q10 他の経済的支援策を受けている学生を支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。本助成金による支援事業と他の経済的支援策との併給は禁止しておりませんので、他の経済的支援策を受けているものを支援の対象としても構いません。ただし、他の経済的支援策において、併給が禁止されている場合もございますので、確認のうえ支援の対象としてください。

また、他の経済的支援策を受けていない学生を優先して支援するといった条件を設けることも妨げません。

Q11 外国人留学生も支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。大学等に在学している学生等であれば支援の対象として差し支えありません。ただし、助成金の実績報告をいただく際には、外国人留学生への支援分を区分して支援金額を報告いただくことにご留意ください。

なお、本寄附金は、留学生への支援に特化したものではないため、在籍する学生のほとんどが留学生である場合を除き、なるべく外国人留学生と日本人学生とバランス良く対象としてください。

Q12 『学生等の学びを継続するための緊急給付金』のように、既存の支援制度を利用する（している）ことを支援の要件とする必要はありますか。

本助成金による支援事業がどのような学生を対象とするかについては大学等で独自に決定していただきますので、既存の支援制度を利用していることを支援の要件とするかどうかも含めて自由に決めていただいて構いません。

II. スケジュール関連

Q13 新型コロナウイルス感染症拡大後、過去に大学等で実施していた学生への支援事業の費用として助成金を充てることは可能ですか。

本助成金は、令和4年4月より前に既に支給した支援のための費用を遡って補填することに充てることはできません。

ただし、大学等において令和4年4月より前から開始され、現に継続して実施されている支援事業であって、学生への支給が令和4年4月以降である場合（本助成事業を契機として対象を広げ、追加して学生を支援するなど）には助成の対象となります。

Q14 交付決定の通知を受けた後、助成金の交付を受けるに先立って学生への支援を実施しようと考えておりますが、後から助成金を当該支援に充てることは可能ですか。

交付決定の通知以降に新たに実施した学生への支援については、その開始時期が助成金の交付前か交付後かにかかわらず、助成金を充てることは可能です。

Q15 大学等から学生への支援はいつまでに実施しなくてはならないのでしょうか。

支援事業終了後、各大学等から機構へ御提出いただく実績報告書を期限（令和4年12月23日（金）必着）までに本機構へ提出できるように学生等への支援（支給）を終了していただくようお願いいたします。

Q16 支援対象の学生が決定している場合、実績報告書の提出期限後に支援を実施してよいですか。

認められません。実績報告書の提出期限である令和4年12月23日（金）（必着）までに、学生に現金又は物品を支給してください。令和4年12月23日（金）までに学生に支給できなかった助成金については、返納していただきます。

Ⅲ. 助成金の使途

Q17 助成金の一部を、支援事業の事務経費（人件費・消耗品等）に充てることは可能ですか。

本助成金は学生への支援以外の使途は認められませんので、人件費や消耗品費、学生に現金を振り込む際の手数料等に充てることはできません。そういった費用については自己財源等を御活用ください。また、食料品の調達に係る送料やプリペイドカード等を購入する際の手数料も対象外です。

Q18 「食」に対する支援と同時に、別のテーマでの支援事業を実施する予定ですが、支援事業全体の事業費総額に含めることはできますか。

「食」に対する支援についてのみが助成の対象となりますので、別のテーマでの支援事業に係る費用を事業費総額に含めることはできません。また、交付された助成金を別のテーマによる支援事業の経費に充てることはできません。

【例】

| 支援内容 | 事業費 | 事業費総額 | 「食」に対する支援 の事業費総額 の1/2以内 | 助成金交付申請額 |
|-----------|------------|------------|-------------------------------|----------|
| 「食」に対する支援 | 1,200,000円 | 1,200,000円 | | → |
| 教室設備の改修費 | 500,000円 | 総額に含めず | 申請対象外 | |

Q19 助成金を、授業で使用するために学校で一括購入する食材の費用に充てることは可能ですか。

本助成事業は、経済的に困窮した学生等を支援する事業を対象としたものですので、学校が授業等で使用する食材の費用に充てることはできません。

Q20 「食」に対する支援として、学校で炊き出しを実施してもよいでしょうか。

対象が学生等に限定されるのであれば、差し支えありません。助成金を炊き出しに係る食材購入費用に充てることができます。ただし、会場設営費用や炊き出し器具などのレンタル料等は対象外です。そういった費用については自己財源等を御活用ください。

Q21 キャンパス近隣の農家や企業から提供された食料を食に窮する学生に配布する場合、生産者や企業への謝礼に助成金を充てることは可能ですか。

食料の配布対象が学生等に限定され、謝礼ではなく提供される食料購入費用としてであれば、差し支えありません。ただし、配布に係る費用（人件費、消耗品費、送料等）は対象外です。そういった費用については自己財源等を御活用ください。

IV. 事務取扱

Q22 寄附金による助成事業とのことですが、学校の会計処理はどのようにすればよいでしょうか。

本助成金は機構から学校に対する寄附金ではありません。各学校における会計処理については各学校においてご判断ください。

Q23 交付申請書等の提出書類に公印は必要ですか。

公印の押印は不要です。

なお、機構が発出する文書についても公印省略といたします。